

もしも実家に「2つの遺言書」があったら？ ～長男Cさんのご相談事例：複雑な遺言と生前贈与のリアル～

遺言書が複数出てきたり、知らない口座が見つかったり、兄弟間の過去の資金援助が発覚したりと、相続の手続きは思い通りに進まないことが多々あります。今回は、あるご家族に起きた実例をご紹介します。

1、状況の整理

項目	詳細
亡くなった方	父（Aさん）
法定相続人	母（Bさん）、長男（Cさん）、二男（Dさん）
その他の家族	長男の妻（Eさん）、二男の妻（Fさん）
主な財産	自宅（土地・建物）、預金（複数口座）、有価証券

■ 遺品整理で見つかった「3つの想定外」

お父様（Aさん）が亡くなり（平成27年）、長男であるCさんが遺品を整理していると、次々と想定外の事実が発覚しました。

- 想定外①：新旧「2つの遺言書」が出てきた！
- 想定外②：遺言書に載っていない「謎の口座」を発見！
- 想定外③：弟だけ「1,000万円」の援助を受けていた！

弟（二男Dさん）が家を建てた時期に、父の②銀行の口座から平成24年に1,000万円が引き出されていた。

弟も「建築費用の一部を援助してもらった」と認めています。

項目	平成20年遺言書 （公正証書）	平成26年遺言書 （自筆証書）	備考
土地・建物	長男Cへ	Eに遺贈する	3,000万円相当
預貯金	1 銀行は妻Bへ 2 銀行は長男Cへ 3 銀行は二男Dへ	記載なし	Aさんが亡くなったとき 1 銀行には1,000万円 2 銀行には0円 3 銀行には300万円 4 銀行に500万円（記載なし） 5 銀行に200万円（記載なし） 記載あり
有価証券	長男Cへ	記載なし	100万円相当

長男Cさんの疑問：「結局、私は何を相続できるのでしょうか？」

■ 長男Cさんの相続の行方

複数の遺言書や、記載漏れの財産、過去の援助（特別受益）が絡む今回のケース。法律（民法）のルールに照らし合わせると、財産は次のように分けられます。

1. 不動産は「長男の妻Eさん」のものになる
遺言書が複数ある場合、「公正証書」や「自筆」といった形式に関わらず、「日付の新しい遺言書」が優先されます。内容がぶつかる部分は古い遺言が無効となるため、自宅は長男Cさんではなく、妻Eさんが受け取ります。

2. 有価証券は「長男Cさん」が相続する
新しい遺言書に書かれていたのは不動産のことだけでした。古い遺言書のうち、新しい遺言書と矛盾しない部分は引き続き「有効」です。そのため、指定通り長男Cさんが有価証券を受け取ります。

3. 預貯金の相続は？

①銀行の1,000万円は妻Bが相続します。③銀行の300万円は二男D、長男Cは②銀行の0円を相続します。そして、④銀行と⑤銀行はB、C、Dの3人による話し合い（遺産分割協議）で誰が受け取るのか決めます。

4. 二男Dへの1,000万円の住宅資金援助は「特別受益」として扱われる。

二男Dさんが家を建てる際にもらった1,000万円は、法律上「生前にもらった遺産（特別受益）」として扱われます。遺産分割協議の際、この1,000万円を計算上遺産に戻して取り分を決めます。

～ご家族の背景からの考察～

Aさんは晩年介護が必要になっており、長男の妻（E）さんが介護を担当していました。また、預金の移動状況を確認してみると②銀行はAさんのメインバンクとして活用していた為、資金移動などがしやすく、二男が自宅を購入する際に送金しやすかったことや、年金などの入金口座であり、生活費がその口座より賄われていたことにより、Aがお亡くなりになった時点で残高はほぼ0円になってしまっていました。④銀行と⑤銀行は最初の遺言書を書いた後に開設した銀行で、③銀行から移動したものでした。

Aさんはお亡くなりになっているので、Aの真意はわかりませんが、おそらく妻、長男、二男にそれぞれ1,000

万円ずつ残したかったのではないかと推測されます。また、介護を担ってくれたEさんへの感謝を込めて、不動産を譲ることにしたのではと思われます。

その後、どうなったのか・・・

こちらのご家族は、遺言書を使ったお手続きを行わず、すべての財産について遺産分割協議を行うことにしました。結果、自宅の不動産は長男Cが、預貯金と有価証券は長男Cと二男Dが半分ずつ相続することになり、二男Dへの住宅資金は今回の分割では考慮しないことになりました。

■ この事例から学ぶ！相続対策3つの教訓と付言の重要性

- 遺言書を書き直す際は「前の遺言の内容」を踏まえる。
- 財産内容は時の経過により変わりますので、定期的に見直しをする。
- 一部の子供への多額の援助は、後々のトラブルの火種になると心得る

遺言書には「付言」（ふごん）という相続人へのメッセージを付けることができます。財産の分け方について

どのように考えて、このような振り分けにしたのかということを書いておけば、家族間の争いを防げます。